

第2章 廃棄物処理に関わる情勢

第2次岐阜県廃棄物処理計画を改定した平成29(2017)年以降、廃棄物に関わる国際情勢及び国内の状況は変化しており、主な情勢は次のとおりです。

1 SDGs(持続可能な開発目標)の取組の本格化

平成17(2015)年9月、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残さない」を誓い、持続可能で多様性のある社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むSDGs(持続可能な開発目標)が掲げられました。SDGsは、令和12(2030)年を期限とする17のゴールと169のターゲット、またそれらの達成度合いを評価する232の指標で構成されています。

これを受けて、国では、平成28(2016)年5月に内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」を設置し、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組む体制を整え、さらにこの本部の下で、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等を含む幅広いステークホルダーによって構成される「SDGs推進円卓会議」における対話を経て、同年12月、今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」を決定しました。

また、民間においてもSDGsの達成に向けた取組は進められており、企業ではこれまでの事業活動が社会へ与える影響に責任を持つとする考え方(CSR)から、SDGsを本業として取り組むことで社会課題の解決と企業の利益を同時実現する共有価値の創造(CSV)という考え方や、金融の分野でも環境(Environment)・社会(Social)・企業統治(Governance)を重視するESG投資など、環境面への取組を投資の判断材料の一つとして捉える動きが拡大しています。

SDGsでは、「目標11. 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する」ことや、「目標12. 持続可能な生産消費形態を確保する」こと、「目標14. 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」ことなど、廃棄物処理に関連する目標が掲げられています。

本計画においてもSDGsで掲げられているこれらのゴールを目指し、取組みます。



(出典:国際連合広報センターホームページ)

2 SDGs未来都市～自然と人が創り出す世界に誇る「清流の国ぎふ」～

本県では地方創生の推進そのものがSDGsの達成に向けたプロセスであるとの考えのもと、その達成に向けた取組を展開しており、令和 2(2020)年7月には、経済・社会・環境の三側面における新しい価値創出を通して持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い自治体として、内閣府から「SDGs未来都市」に選定されました。

「岐阜県SDGs未来都市計画」では、令和12(2030)年のあるべき姿を「自然と人が創り出す 世界に誇る『清流の国ぎふ』」とし、環境・経済・社会の諸課題に取り組むことにより、オール岐阜で持続可能な「清流の国ぎふ」の実現を目指すこととしています。

3 第4次循環型社会形成推進基本計画の策定

平成 30(2018)年6月、「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、環境・経済・社会の統合的向上を掲げた上で、将来像として、「地域循環共生圏形成による地域活性化」「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」「適正処理の推進と環境再生」「災害廃棄物処理体制の構築」等を掲げられています。

4 プラスチック資源循環戦略及び海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの採択

日本では、これまで多くのプラスチックごみを海外に輸出（平成 30(2018)年は約 101万トン）をしてきましたが、近年輸出先であるアジア各国で輸入規制が導入・強化され、国内での処理の必要性が高まっています。さらに有害廃棄物の定義や輸出入を規定する国際条約であるバーゼル条約においても、令和元(2019)年5月にはリサイクルに適さない汚れたプラスチックごみを規制対象とする改正が採択され、令和3(2021)年以降は、汚れたプラスチックごみを輸出する際には相手国の同意が必要となりました。

令和2(2020)年7月からは、ライフスタイルを見直すきっかけとすることを目的として全国でプラスチック製買物袋の有料化が行われています。

令和元(2019)年5月、第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて「プラスチック資源循環戦略」が策定され、資源・廃棄物制約、海洋ごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(再生可能資源への代替)を基本原則とした戦略を示しています。

同じく令和元(2019)年5月、海洋プラスチックごみによる環境汚染に対する具体的な取組を示した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」がまとめられ、「新たな汚染を生み出さない世界」の実現を目指し、経済活動を制約することなく、廃棄物処理制度による回収、ポイ捨て・流出防止、散乱・漂着ごみの回収、イノベーションによる代替素材への転換、途上国支援など、率先して取り組むこととされています。

令和元(2019)年6月には、G20 大阪サミットにて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、共通の世界のビジョンとして、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む包括的なライフサイクルアプローチを通じて、令和32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すとされています。

5 食品ロスの削減の推進に関する法律(以下「食品ロス削減推進法」という。)の 施行

日本において、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している現状を受け、令和元(2019)年5月、「食品ロス削減推進法」が公布されました。

同法は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としており、これにより、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減が推進されることとなりました。

6 循環経済ビジョン(2020)の策定

経済産業省は、国内外の循環資源の現状と課題についての調査・分析を行い、循環経済ビジョン研究会において議論を重ね、令和2(2020)年5月に「循環経済ビジョン2020」を取りまとめました。

世界的な人口増加と経済成長を背景とした循環経済への転換の必要性に加え、デジタル技術の発展と市場・社会からの環境配慮要請の高まりを受けて、あらゆる産業が、これまでの廃棄物・環境対策としての3Rではなく、「環境と成長の好循環」につなげる新たなビジネスチャンスと捉え、経営戦略・事業戦略として、循環性の高いビジネスモデルへの転換を図ることが重要とされています。

中長期的な産業競争力強化につなげるべく、①循環性の高いビジネスモデルへの転換、②市場・社会からの適正な評価の獲得、③レジリエントな循環システムの早期構築の3つの観点から、今後の循環経済政策の基本的な方向性が提示されています。